

相模原市地域子育て相談機関（かかりつけ園）事業

業務委託事業者評価基準

評価基準 5：特に優れている 4：優れている 3：標準的な水準にある 2：やや劣っている 1：劣っている

評価項目	評価基準	配点
1. 基本的事項	(1) 法人の子育て支援の理念や考え方	15点
	(2) 本市の妊産婦・子育て家庭のニーズや課題に関する考え方	
	(3) 妊産婦への支援や子育て支援に関する事業の実績	
2. 業務の実施内容	(1) 相談支援 ア 気軽に育児に関する相談ができるような実施方法・工夫 イ 妊産婦や子育て家庭からの相談における職員の役割や相談対応に当たっての基本姿勢についての考え方 ウ 利用者の相談内容に応じた、関係機関との連携、継続した支援についての考え方 エ 事業者から利用者に対するアプローチ（アウトリーチ）の方法・工夫 オ 相談におけるプライバシーへの配慮についての考え方・取組	25点
	(2) 子育てに関する情報の収集及び提供 ア 子育てや子育て支援に関する情報を収集・提供するための方法・工夫 イ 実施地区において、市民や関係機関に認知してもらうための方法・工夫	10点
	(3) 妊産婦・子育て家庭とつながる工夫 ア 妊産婦や子育て家庭が相談機関を訪れやすい環境づくりの考え方・方法 イ 仕様書に定める事業の取組・工夫 ウ 実施する事業の周知方法・工夫	15点
	(4) その他事業 本業務における独自の事業や提案者が実施している既存事業・機能を活用した取組及びその効果	5点*
3. 業務の実施体制	(1) 実施を予定している曜日及び時間	30点
	(2) 担当職員に求められる資質等の考え方	
	(3) 相談スペースの確保、利用者に配慮した設備・工夫	
	(4) 個人情報の取扱い	
	(5) 非常災害等の安全対策	
	(6) 利用者の意見や要望の把握、対応の方法	
合計		100点

*…提案がない場合は、0とする。